

## 第 8 期北海道総合開発計画中間点検報告書（中間報告）に関する パブリックコメントによる意見及びそれに対する考え方

- 意見募集期間：令和 2 年 1 1 月 2 5 日～1 2 月 2 4 日
- パブリックコメント意見提出総数：1 5 3 名 2 2 5 件

※ 取りまとめに際し、意見の内容により適宜集約しています。

意見の概要	意見に対する考え方
北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進	
1 深川・留萌自動車道の全線開通、道の駅るもいのオープンなどにより、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）で落ち込む地域経済に活力がもたらされた。これがまさしくストック効果であり、地域への好影響について記載すべき。	ご意見を踏まえて、以下のとおり追記します。 「…高規格幹線道路、空港、港湾等の整備は着実に進められており、…深川・留萌自動車道が全線開通し、留萌地域と上川・空知・石狩地域の各都市との結びつきが強化された。…全道各地で <b>地域経済・産業を支える</b> 交通ネットワークの整備が進捗した。」（第 3 章 1（1））
2 子持ち世帯への住宅ローン補助や地方税の免除など、全国に先駆けて大胆な少子高齢化対策を講じるべき。	第 8 期計画では、北海道の広大な生産空間から都市部に至るまで、人々が長期にわたり住み続けられる地域社会構造の確立を図ることを目標としております。 中間報告では、「…学生、北海道での生活に不慣れな人の居住や就労、就学に必要な移動手段を確保するとともに、様々なライフステージに応じ充実した生活環境を提供するため、都市部と同水準の医療及び教育の確保に向けた遠隔医療及び遠隔教育を促進する。」としております。（第 4 章 2（1）①） いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。
3 地方部に人口を定着させるため、就労・就学に必要な移動手段の確保、都市部と同水準の医療及び教育の確保、情報通信基盤の整備による地方部のスマート化を重点的に促進し、生活環境の充実を図るべき。	ご意見の点については、「就労、就学に必要な移動手段を確保するとともに、…都市部と同水準の医療及び教育の確保に向けた遠隔医療及び遠隔教育を推進する。…Society5.0に対応した情報通信基盤の整備を行うことで、地方部のスマート化を促進する。」としております。（第 4 章 2（1）①）
4 北海道型地域構造の保持・形成に向けたモデル圏域を道南地域にも設定すべき。	モデル圏域の取組は、モデル地域での知見を他地域に普及させることを目指すものであり、「3つのモデル圏域において、地域の各主体が課題を共有し、課題解決に向けて連携して取り組む事例を、他の地域の参考となるよう取りまとめるとともに、普及を図る。」としております。（第 4 章 2（1）①）
5 感染症でサプライチェーンの需要が高まった。地方部の生産空間では、食料の生産、エネルギー資源の輸送、農水産物の都市部への輸送のため安全な道路交通網が不可欠。	道路交通網については、「北海道内外の人流・物流、地域・拠点間の連携確保のため、高規格幹線道路のミッシングリンク解消等や空港、港湾等の整備を推進する。」としております。（第 4 章 2（1）①）

意見の概要		意見に対する考え方
6	道路整備は「命」「食」「観光」等を担うとともに、ポストコロナ時代の「新たな日常」を支える重要な事業であり、長期的、安定的に整備や管理を進めるべき。冬期の越波対策、ホワイトアウト対策など、激甚化する災害への対策は不十分。老朽化する社会基盤への対策もさらに推進すべき。	道路整備については、「人流・物流、地域・拠点間の連携確保のため、…高規格幹線道路のミッシングリンク解消等…を推進する。」(第4章2(1)①)、「二地域居住及びワーケーション等の促進に資する道内各地域への交通アクセスの強化を図る。」(第4章2(1)②)、「外国人旅行者の…受入環境の整備を図るため、…高規格幹線道路、…等の交通ネットワークの整備を推進する。」(第4章2(2)②)、「冬期の人命被害の回避や経済被害の最小化を図るため、…冬期道路交通の確保…を図るとともに、…代替性確保のための高規格幹線道路等の整備…を、…推進する。」(第4章2(3)②)としております。
7	女性の就業率を他地域と比べることは無意味。	いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。
8	人口減少対策としての外国人受け入れは治安の悪化を招くので反対。	いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。
北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進		
9	感染症拡大でテレワークが増え、3密の都会に住む必要性がなくなりつつあるこの機会に、北海道への移住を促進する魅力的な施策に取り組むべき。	移住の促進については、「感染症の拡大に伴い、テレワークの定着が進み始め、地方移住を前向きに考えるという機運が高まっている。…地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつながるサテライトオフィスの設置、休暇中に滞在先で仕事をするワーケーションや二地域居住等を通じ新しい働き方・暮らし方を促進するとともに、これと併せて道内各地域への交通アクセスの強化を図る。」としております。(第4章2(1)②)
10	東京在住者の地方移住への関心は高まっており、企業も大都市圏から地方に本社機能を移転することでメリットが得られる。移住者が自然を楽しみながら仕事をする環境として、北海道は最も適している。	ご意見の点については、「感染症の拡大に伴い、テレワークの定着が進み始め、地方移住を前向きに考えるという機運が高まっている。…地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつながるサテライトオフィスの設置、休暇中に滞在先で仕事をするワーケーションや二地域居住等を通じ新しい働き方・暮らし方を促進するとともに、これと併せて道内各地域への交通アクセスの強化を図る。」としております。(第4章2(1)②)
11	感染症の教訓や災害の激甚化を踏まえると、生産空間を広域的に支える基礎圏域を発展させるという考え方は重要。九州などと比較すると北海道は災害が少なく、関係人口の増加に向けて、二地域居住など踏み込んだ施策の推進を図るべき。	関係人口の増加については、「…地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつながるサテライトオフィスの設置、休暇中に滞在先で仕事をするワーケーションや二地域居住等を通じ新しい働き方・暮らし方を促進するとともに、これと併せて道内各地域への交通アクセスの強化を図る。」としております。(第4章2(1)②)
12	北海道への人材移入を促進するため、リモートワークを推進するための施策を充実すべき。	リモートワークの推進については、「…地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつながるサテライトオフィスの設置、休暇中に滞在先で仕事をするワーケーションや二地域居住等を通じ新しい働き方・暮らし方を促進するとともに、これと併せて道内各地域への交通アクセスの強化を図る。」としております。(第4章2(1)②)
13	北海道の人口減少や札幌一極集中に対応するため、北海道の地方都市での「心が豊かになる生活スタイル」の情報発信が重要。	北海道の魅力や情報発信することについては、「北海道の雄大な自然・冷涼さ等の様々な北海道の暮らしの魅力等を、地方移住希望者のニーズも踏まえ積極的に発信する。」としております。(第4章2(1)②)
14	世界に目を向ける前に、長期的な観点で道内や国内に目を向けるべき。	北海道総合開発計画は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用して、国全体の安定と発展に寄与することを目的としております。第8期計画では、グローバル化で世界経済の一体化が進むとともに、アジアをはじめとするグローバル市場の成長が見込まれる国際環境の変化を踏まえて、北海道の豊かな自然環境や暮らし、文化等に根ざしつつ、世界に通用する水準の価値創造を目指すことにより、地域の発展と我が国の課題解決に貢献することを、2050年の長期を見据えた計画のビジョンとしております。

意見の概要		意見に対する考え方
15	人口減少について、道外からの転入や海外からの移住に頼らず、道内で産み育てやすい環境を整備する事が根本的な解決になる。	第8期計画では、北海道の広大な生産空間から都市部に至るまで、人々が長期にわたり住み続けられる地域社会構造の確立を図ることを目標としております。また、人口減少の緩和と人口構造の安定化に向けた少子化対策が急務と認識した上で、出生率向上の取組によっても短・中期的な人口自然減が避けられない状況を踏まえて、地域内外の交流・協働を促進し、「活動人口」の増加で人口減をカバーすることを基本方針としております。
16	北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進に反対。外国人労働者に頼るより、まずは日本人の雇用を確保すべき。	第8期計画では、短・中期的な人口自然減が避けられない中で、多様な人々を引きつけ活力ある地域社会を維持するために、地域内外の交流・協働を促進し「活動人口」の増加で人口減をカバーするとともに、地域づくりを担う人材の発掘・育成を推進して、北海道の「価値創造力」を強化することとしております。いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。
17	「世界の北海道」への戦略を更に進めて欲しい。そのために、「北海道学」を通じて学校教育と連携し、地域作り人材を発掘・育成することが重要であり、デジタル化等によって推進すべき。	北海道学については、第8期計画に、本格的な人口減少社会にあって地域を活性化し、北海道の価値創造力を高めていくために、「北海道の魅力や地理、歴史、文化、産業等を「北海道学」として、子どもから大人まで幅広く学び、地域に関する理解と愛着を深める取組を促進する。」としており、今後の計画推進においても引き続き留意してまいります。
18	先人の知恵や苦勞の歴史である北海道の農業や産業を知る「北海道学」は有意義であり、全道民に普及すべき。	
アイヌ文化の振興等		
19	ウポポイは北海道の歴史を捏造した、一方的な見解から成り立っている博物館。国はアイヌを北海道の先住民族として扱っていますが、私たち道民は違う見解。国としては、推進する前に、アイヌ文化を見直す必要がある。ウポポイによって、北海道が活性化するか、本当のアイヌ文化が理解されるとは思えない。	民族共生象徴空間（以下「ウポポイ」という。）は、アイヌ文化の復興・創造等に関する我が国における中核的な役割を担うものであり、多くの人々にウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感していただけるよう、今後とも適切な運営に努めてまいります。
20	ウポポイについて、うさんくさいと思われるのでやめるべき。資料館にはアイヌが使っていたものではない道具が展示されている。コロナで休業、閉店した飲食業者の損失補填の方が大事。	
21	北海道には白老だけではなく、ほかにも観光地はある。ウポポイとアイヌは違う文化。文化の保存とは名ばかりの政策。なぜウポポイに国費、税金を使うのか。	
22	なぜCMまで税金なのか。展示物もアイヌと関係がないものが多い。しつこい程のアイヌ推し。いい加減にうんざり。	

意見の概要		意見に対する考え方
23	ウポポイについて観光資源になる開発計画のようだが、本当にアイヌの文化を守るためのものなのか。法の特例措置は本当にアイヌの方々が求めているものか。	ウポポイは、アイヌ文化の復興・創造等に関する我が国における中核的な役割を担うものであり、多くの人々にウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感していただけるよう、今後とも適切な運営に努めてまいります。アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、当該認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。
24	ウポポイにおいて、不確定な情報を含む資料を展示するべきではない。表面的な娯楽性を高め観光化を進めるばかりでは、アイヌ文化を歪めて伝えているように感じる。法律の特例措置等は現在土地に住んでいる方と、アイヌの方との不和を生み、アイヌの方が優遇されているという世論を招き、結果アイヌの方々の肩身が狭くなるだろうと予測。本当にアイヌの方を支援したいのであれば、特例措置はやめたほうが良い。	
25	アイヌ文化の振興について反対。多額の税金を使って、「ウポポイ」を運営することが、北海道の発展につながるとは考えられない。アイヌ民族への法律の特例措置等についても、撤回・廃止すべき。今は日本全体の発展と復旧に努めるべきであり、特定の団体・施設への税金の使用はやめるべき。	
26	ウポポイに行ったが展示品はでたらめ。三平汁や鮭定食をアイヌ料理と名付けて提供。ポロト湖周辺からアイヌの古い遺跡など一つも出てきていない。ねつ造ではないか。法律の特例措置について、アイヌに認定した人に法に縛られない林業と漁業の許可証を与えるという事か。自治権も与えるのか。	ウポポイは、アイヌ文化の復興・創造等に関する我が国における中核的な役割を担うものであり、多くの人々にウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感していただけるよう、今後とも適切な運営に努めてまいります。アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。具体的には、「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」（令和元年9月6日閣議決定。以下「基本方針」という。）4（4）に特例の内容が記載されております。同法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところです。このため、アイヌの人々に限った法律上の権利を付与するものではありません。

意見の概要	意見に対する考え方
<p>27 ウポポイについて、「広報活動やコンテンツの充実等の取組を推進」とあるが、まずは正しいものを展示すべき。アイヌ施策推進法の特例措置である国有林野における林産物の採取に関する特例、伝統的儀式等のためのさけの捕獲に関する配慮、地域団体商標の出願に係る手数料・登録料の減免について利権となるため反対。アイヌの副読本について正しい記述をすべき。</p>	<p>ウポポイは、アイヌ文化の復興・創造等に関する我が国における中核的な役割を担うものであり、多くの人々にウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感していただけるよう、今後とも適切な運営に努めてまいります。</p> <p>アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。</p> <p>法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。具体的には、基本方針4（4）に特例の内容が記載されております。</p> <p>なお、同法に基づく措置については、法目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ることとされております。</p>
<p>28 日本が大変なときにこんな事にお金をかけるのか。道民の生活を脅かすやり方は納得できない。正当なアイヌ民族の方が望んでいるか疑問。</p>	<p>アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。</p>
<p>29 アイヌ施策推進法に反対。北海道にはアイヌと称している人たちよりも先に和人が住んでおり、さらに和人ととの混血も進み、もはや「アイヌ人」と言える人はいない。</p>	
<p>30 アイヌという枠組み・境界が不鮮明なのに多くのお金を投じてアイヌ文化振興を謳う意味がわからないし、反対。</p>	
<p>31 アイヌの研究をしそんな酷い差別が無かった事が分かった。ウポポイという施設の資料動画を見たが明らかにアイヌ民族ではない。全世界にありもしない日本国内の人種差別問題を喧伝し、日本国民の名誉を毀損する手伝いをするつもりか。</p>	
<p>32 憲法違反、日本分断する行為であり反対。自治権を与え自治区をつくらうとしているのではないか、アイヌとそうでないもの間に垣根を作り、誰も幸せになれない。</p>	
<p>33 アイヌ文化を伝える点では間違っていないが、区別するような政策は区別を助長する。</p>	
<p>34 アイヌの歴史を無視したでたらめな展示やアイヌと申請したら認められる政策に反対。</p>	<p>アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。</p> <p>同法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところです。</p>
<p>35 アイヌ施策に反対。同じ日本人として扱うべき。ウポポイよりも尖閣や国境離島整備が大事。</p>	

意見の概要		意見に対する考え方
36	アイヌ政策全般に反対。北海道の先住民族は「やまと縄文人」であり「アイヌは北海道の先住民」はいずれ否定される。ウポポイやミニウポポイは政策から外すべき。	アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。ウポポイは、アイヌ文化の復興・創造等に関する我が国における中核的な役割を担うものであり、多くの人々にウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感していただけるよう、今後とも適切な運営に努めてまいります。
37	計画の中でアイヌ文化振興に重点が置かれていることの懸念。白老のセンターの意義が不透明。宣伝費だけで何十億かけるのではなく、ツイッターやフェイスブックなどの自発的な発信によるべき。	
38	アイヌ民族とされている人達の定義が疑問、アイヌ施策推進法の目的にある「誇り」を持つなら、交付金や法令の特例措置などは与えるべきではない。ウポポイに関する取り組みについて、本州との交易品が多く年代も近年であるかはっきりと示されていないのは博物館の展示物としていかなるものか。歴史の捏造や教育を即刻やめていただきたい。	
39	学術的な裏打ちが全くない中で、現在のアイヌ関連団体が主張するまま公的な振興策を取ることは理解できない、「民族共生空間ウポポイ」の展示内容についても国立博物館施設とは到底認められないようなお粗末な展示が行われている。直接施策に関わるアイヌ関連団体の過去から現在に至る活動内容等を精査し、多くの国民が納得する十分な根拠を提示すべき。	

意見の概要		意見に対する考え方
40	国有林野における林産物の採取に関する特例、伝統的儀式等のためのさけの捕獲に関する配慮、地域団体商標の出願に係る手数料・登録料の減免に大きな問題がある。なぜアイヌの人々のみ特権を与えるのか、憲法の定める法の下での平等に反していると感じる。	<p>アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。</p> <p>法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。具体的には、基本方針4（4）に特例の内容が記載されております。</p> <p>同法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところです。このため、アイヌの人々に限った法律上の権利を付与するものではありません。</p>
41	アイヌ文化を不自然に盛り上げようとする動きには違和感。また観光向けに脚色された文化をつくりあげているように感じる。自然環境にそぐわない華美な施設の建設等、アイヌ文化を冒瀆し利用しているようにしか見えず不自然。はっきりと基準などないままにアイヌと認められた方に北海道の漁業、林業に関わる権利を与えるなど言語道断。税金を使うなら国や北海道民のためになる事に使っただきたい。	
42	アイヌ施策に反対。日本人でも困っている人がたくさんいるなか多文化共生を許容している余裕は日本にはない。特別の漁業権を与えたり、森林資源を伐採してよいなど、日本人にもない権限を与えるのはもってのほか。日本国に住む以上日本人と同じルール以上を許容する理由はない。	
43	アイヌ民族に認定された人へのみ伝統的儀式等のための鮭の捕獲などの特別な権利が与えられるのであれば、それはその他日本人への逆差別になるので、反対。	
44	いまだに「アイヌ文化の原型」がわからない。アイヌの歴史認識に疑問があり、もう一度国会で議論すべき。法律による特例措置に疑問。北海道民に林産物やさけの捕獲に関する配慮がないのは差別。	
45	アイヌを特別扱いするのは間違っている。一部の人間に特権を与えて国を分断することはあってはならない。	
46	アイヌ施策推進法は見直すべき。アイヌは日本人の一部であり別の民族ではない。自称「アイヌ」に対して特別な権利や待遇を与える事は、法の下への国民の平等に反する行為であり受け入れられない。	
47	アイヌ施策に全て反対。文化を保護していくことは大事だが、コロナ禍で大変な中、自称アイヌの方々が北海道の税金や土地等を利用するのはあってはいけないこと。自称アイヌの方々の創作ダンスがアイヌの踊りと披露されている。	
48	アイヌ施策の全てに反対。アイヌ民族の認定に客観的証拠はあるのか。アイヌ民族と文化を保護することには反対しないが、多額の税金が使われる施策には厳正な資格や審査が必要。	
49	アイヌ民族は日本人であり、不自然な優遇は差別をあおる事となる。特定の民族に対する優遇政策に抗議する。	

	意見の概要	意見に対する考え方
50	<p>施策全てにおいて反対。アイヌ民族として明確に客観的な証拠に基づき証明されるか不透明。「なりすましアイヌ」、「自称アイヌ」が特権を得るのではないか。アイヌということを証明することが「差別を助長する」や「プライバシーの保護」等の理由で不可能であればこの施策は不要。アイヌ民族とアイヌ文化を保護するという基本理念には反対しないが、税金が投入される施策や法には厳正なる資格や審査が必要。</p>	<p>アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。</p> <p>法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。同法に基づく措置については、法目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ることとされております。</p> <p>なお、同法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところです。</p>
51	<p>伝統的儀式等のさけの捕獲に関する配慮について、今後はマレクや柳の枝で編んだテシに漁獲方法を限定し資源の枯渇を招かないように徹底管理すべき。それが出来ない場合は、事業そのものの廃止を求めます。</p>	<p>アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。</p> <p>法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。具体的には、基本方針4（4）に特例の内容が記載されております。なお、同法に基づく措置については、法目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ることとされております。</p>
52	<p>アイヌ民族の伝統儀式だとしても、法令に則った申請・審査をするべき。</p>	<p>アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。</p> <p>法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。具体的には、基本方針4（4）に特例の内容が記載されております。なお、同法に基づく措置については、法目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ることとされております。</p>
53	<p>法律の特例措置については、特定の集団に不当に利益を与える事にならないか。</p>	<p>アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。</p> <p>法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。</p> <p>同法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところです。</p>
54	<p>アイヌ文化振興のための交付金について、アイヌの定義について、使用用途について、本当に必要なことなのか、再検証をお願いしたい。</p>	<p>アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。</p> <p>法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、交付金の交付等の特別の措置を講ずることとされております。</p> <p>同法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところです。</p>



意見の概要	意見に対する考え方
<p>55 アイヌ認定者に優遇措置を執る必要があるのか。ウポポイにおいて、納得できる審査を行っているようには見えず、歌や踊りも過去の映像とは違う。取組を中止すべき。</p>	<p>アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております</p> <p>同法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところです。このため、アイヌの人々に限った法律上の権利を付与するものではありません。</p> <p>ウポポイは、アイヌ文化の復興・創造等に関する我が国における中核的な役割を担うものであり、多くの人々にウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感していただけるよう、今後とも適切な運営に努めてまいります。</p>
<p>56 アイヌ文化、ウポポイについて、アイヌと認定されれば鮭は取り放題、木は伐採し放題に見える。歴史の改ざんではないか。</p>	<p>アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。</p> <p>法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的の保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。具体的には、基本方針4（4）に特例の内容が記載されております。なお、同法に基づく措置については、法目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ることとされております。</p> <p>ウポポイは、アイヌ文化の復興・創造等に関する我が国における中核的な役割を担うものであり、多くの人々にウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感していただけるよう、今後とも適切な運営に努めてまいります。</p>
<p>57 アイヌに認定した人に法に縛られない林業と漁業の許可証を与えるのは不公平であり差別。</p>	<p>アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。</p> <p>法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的の保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。具体的には、基本方針4（4）に特例の内容が記載されております。なお、同法に基づく措置については、法目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ることとされております。</p> <p>同法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところです。このため、アイヌの人々に限った法律上の権利を付与するものではありません。</p>

意見の概要		意見に対する考え方
58	アイヌ認定された人に林業や漁業の許可証を与える事に反対。変な踊りや展示を行うウポポイは不要。	アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。 法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。具体的には、基本方針4（4）に特例の内容が記載されております。 同法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところですので、このため、アイヌの人々に限った法律上の権利を付与するものではありません。 ウポポイは、アイヌ文化の復興・創造等に関する我が国における中核的な役割を担うものであり、多くの人々にウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感していただけるよう、今後とも適切な運営に努めてまいります。
59	伝統的儀式等のためのさけの捕獲に関する配慮については、今後はマレクやヤナギの枝で編んだテシに漁撈方法を限定し資源の枯渇招かないように徹底的に管理すること。国民の中に特別な権利を持つものを憲法は規定しておらず、憲法14条法の下での平等に違反するのではないかと。アイヌ文化振興については、ウポポイへの過度な予算配分は、国立博物館というより、ただの観光施設と位置づけるものではないかと。国立の博物館で有るなら、博物館法に則った展示をすべきであり、ウポポイのPR活動がアイヌ文化を振興し、アイヌの方々の誇りが保てるものになると思えない。	
60	アイヌの証明をどのようにするのか不明。自称アイヌが過大な特権を得る。アイヌ文化自体を否定するものではなく保護することに反対はしないが税金を投入するからには厳正な調査・審査が必要。	アイヌ施策推進法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところですので、このため、アイヌの人々に限った法律上の権利を付与するものではありません。
61	縄文人・弥生人・アイヌが混ざり合い日本人として生きてきたと言う事ではないか。それならアイヌ認定は必要か。認定されたら超法規的な特権が手に入るのか。	
62	対象者の正当性に疑問が多いにも関わらず、国有林の伐採等の特権を与えることに反対。	
63	アイヌの方々の人権と文化の尊重には賛成だが、現状のアイヌ政策には反対。アイヌ民族の認定方法が非常に疑わしい。事業を進めるのであれば国民に情報を開示し、納得・賛同を得ることが条件。このままでは正当なアイヌの方々が逆にバッシングを受け、現状なかった差別を新たに生む結果になってしまうと思います。ウポポイにアイヌと無関係の展示がされ、また歴史が正しく紹介されていないのは何故か。	アイヌ施策推進法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところですので、このため、アイヌの人々に限った法律上の権利を付与するものではありません。 ウポポイは、アイヌ文化の復興・創造等に関する我が国における中核的な役割を担うものであり、多くの人々にウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感していただけるよう、今後とも適切な運営に努めてまいります。
64	まやかしのアイヌ文化提唱を辞めていただきたい。	アイヌ施策推進法においては、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発等の施策を推進することとされております。
65	アイヌ民族は日本列島固有の先住民族では無いことが判明しており、アイヌの施策の根源は間違いである。	アイヌ施策推進法においては、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとされております。

意見の概要		意見に対する考え方
66	「アイヌ民族が北海道における先住民族」という学説が否定されている。「アイヌ民族」と称する方々だけに特権的待遇を認めることは理解しかねる。	アイヌ施策推進法においては、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとされております。 法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的の保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。
67	アイヌは先住民族ではない。日本政府は「アイヌの人々」を定義できないでいる。にもかかわらず「アイヌの人々」に優遇措置を施すのは間違い。	同法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところです。このため、アイヌの人々に限った法律上の権利を付与するものではありません。
68	アイヌを先住民族とすることに反対であり、アイヌ施策推進法全般に反対。ウポポイの取組の中止、即時撤去を要求する。	アイヌ施策推進法においては、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとされております。 アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。 ウポポイは、アイヌ文化の復興・創造等に関する我が国における中核的な役割を担うものであり、多くの人々にウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感していただけるよう、今後とも適切な運営に努めてまいります。
69	アイヌを先住民族とするのは誤りであり、鮭や森林伐採に等に対して特権を与えることは国民の平等な権利に反する。アイヌ自治圏など政府が関与できないエリアができる可能性がある。	アイヌ施策推進法においては、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとされております。 アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。 法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的の保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。具体的には、基本方針4（4）に特例の内容が記載されております。なお、同法に基づく措置については、法目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ることとされております。
70	アイヌは先住民族ではない。和人と混血しており民族差別もない。法の下での平等をどう考えるか。	アイヌ施策推進法においては、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとされております。 アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。 同法に基づくアイヌ施策では、アイヌであるかどうかの個人認定を必要とする施策は盛り込まれていないところです。このため、アイヌの人々に限った法律上の権利を付与するものではありません。

意見の概要		意見に対する考え方
71	アイヌは先住民族ではなく、適度な文化保全はいいとしてもウポポイのように多額の予算が割かれるのはおかしい。林産物採取や鮭の捕獲に関する特例はあり得ない。	アイヌ施策推進法においては、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとされております。 ウポポイは、アイヌ文化の復興・創造等に関する我が国における中核的な役割を担うものであり、多くの人々にウポポイを訪れ、アイヌ文化の素晴らしさを体験し、民族共生の理念に共感していただけるよう、今後とも適切な運営に努めてまいります。 アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。 法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。具体的には、基本方針4（4）に特例の内容が記載されております。
72	アイヌ文化振興について、アイヌは北海道及び一部東北部の先住民族ではない。過剰な優遇政策、予算は不要。	アイヌ施策推進法においては、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとされております。 アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としてアイヌ施策推進法が制定されており、同法に基づいて総合的かつ効果的なアイヌ施策の推進を図ることとされております。 法律上の特例措置については、アイヌにおいて継承されてきた儀式的保存又は継承等を事業の目的としており、市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画が内閣総理大臣による認定を受けた場合には、認定計画に基づく事業に関し、特別の措置を講ずることとされております。なお、同法に基づく措置については、法目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効果的に推進するため、制度の適切な運用を図ることとされております。
73	その他のご意見について	第8期北海道総合開発計画中間点検報告書（中間報告）に対するご意見とは認識しがたいため、ご意見に対する考え方を示すのは控えさせていただきます。
農林水産業・食関連産業の振興		
74	食料自給率が200%を超える北海道において、我が国の食料自給率向上に資するよう、更なる対策を講ずべき。	食料自給率については、「我が国の食料安全保障を支えるイノベーションを加速」「大規模土地利用型農業が展開される北海道農業のポテンシャルを最大限に発揮して食料自給率の向上を図るため、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業の導入を加速する。」としております。（第4章2（2）①）
75	高齢化による農業者の減少に歯止めがかからない状況であり、農地を大区画化して担い手へ集約するために、農業基盤整備の推進とスマート農業の導入が不可欠。	農地の大区画化とスマート農業の推進については、「ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業の導入を加速する。」「スマート農業に対応した農地の大区画化、汎用化等の基盤整備…を推進する。」としております。（第4章2（2）①）
76	担い手農家への農地集積を進めるにはスマート農業の普及が必要不可欠であり、ICTを活用した農業機械の性能を十分に発揮できる環境作りを推進すべき。	スマート農業の普及に向けた環境づくりについては、「スマート農業に対応した農地の大区画化、汎用化等の基盤整備とともに、スマート農業技術を活用する新たな農業支援サービスの育成・普及を推進する。」としております。（第4章2（2）①）

意見の概要		意見に対する考え方
77	国営事業による農地の大区画化と用排水路の改良によって、高収益作物の導入、販売額の増加、新規就農者の安定的確保などの効果が現れている。周辺地域からも農業基盤整備の要望が出ており、計画的な事業推進をお願いする。	農業基盤整備の推進については、「スマート農業に対応した農地の大区画化、汎用化等の基盤整備…を推進する。」「加工・業務用需要への対応や高収益作物の導入等、変化する需要に応じた生産を展開して経営力を強化するため、農地の汎用化、畑地かんがいの導入等の基盤整備を戦略的に推進する。」としております。(第4章2(2)①) いただいたご意見については今後の計画推進において留意してまいります。
78	高収益作物の導入を可能にする農地の汎用化など、優良農地の確保に向けた施策を推進すべき。	優良農地の確保については、「高収益作物の導入等、変化する需要に応じた生産を展開して経営力を強化するため、農地の汎用化、畑地かんがいの導入等の基盤整備を戦略的に推進する。」としております。(第4章2(2)①)
79	海藻類の生産は人力作業が多く、担い手も不足しており、その生産性向上のためには、一次加工施設の集約化と機械化によるイノベーションが必要。漁港に近接した大規模加工施設の整備によって労力削減を図り、生産性の向上を目指すべき。	水産業の生産性向上に関しては、「水産資源評価の高度化、漁業・養殖業の生産性向上等に資するスマート水産業の取組を促進する。」「農水産物の生産拠点である北海道の強みを活かし、食品マーケットの展開に対応した一次加工品の生産拠点化を促進する。」としております。(第4章2(2)①)
80	水産資源の回復のためには天然資源から栽培漁業への転換も必要であり、種苗生産センターの整備も必要。	水産資源の回復については、種苗生産センターの整備も含めて、「水産資源の回復、海域の生産力向上及び生産・出荷の安定化により国内の水産物需要に応えるため、水産物の生活史に配慮した水産環境整備と漁港水域を増養殖場として利用する漁港機能の集約化や有効活用等を推進する。」としております。(第4章2(2)①)
81	農業用水の確保には農業用水路の更新が必要であり、国営かんがい排水事業による整備促進を期待する。	農業用水の確保については、「農業水利施設…の老朽化や災害リスクの高まりに対応し、農産物の安定供給を図るため、長寿命化対策等の戦略的な保全管理と、耐震化、洪水被害対策…を更に推進する。」としております。(第4章2(2)①)
82	北海道の水産資源をブランド化するには衛生管理と鮮度保持が不可欠であるとともに、流通の迅速化のために高速交通ネットワークの整備が必要。新幹線を活用することにより首都圏への大容量・低コストの高速物流が実現し、北海道の水産物を高付加価値化できる。	水産資源の鮮度保持に関しては、「高鮮度で安全な水産物を安定供給するため、屋根付き岸壁等の施設整備と併せた高度衛生管理対策を推進する。」、流通の迅速化に関しては、「遠隔消費地への安定的なサプライチェーンを強化するため、多様な輸送モードを活用した効率的な輸送体系の構築を推進する。」としております。(第4章2(2)①) 新幹線の貨物利用に関するご意見については今後の参考にさせていただきます。
83	北海道からの農水産物の移出に関しては、航空輸送、船舶輸送、鉄道輸送及び北海道内の陸送のいずれにおいても課題が生じている。北海道の農産物を道外、国外に移出していくためには、陸海空における物流輸送の確保を検討する必要がある。	農水産物の物流確保については、「遠隔消費地への安定的なサプライチェーンを強化するため、多様な輸送モードを活用した効率的な輸送体系の構築を推進する。」としております。(第4章2(2)①)
84	釧路港について、国際バルク戦略港湾として酪農地域への飼料供給基地としての役割を果たすだけでなく、ひがし北海道全域と連携して農産物・雑貨等諸貨物の輸送に活用すべき。そのために、根室方面・オホーツク方面をはじめ北海道の道路網の整備を進めるべき。	農産物等の輸送に資する道路網の整備については、釧路港の活用という観点も含めて、「遠隔消費地への安定的なサプライチェーンを強化するため、多様な輸送モードを活用した効率的な輸送体系の構築を推進する。」としております。(第4章2(2)①)
85	農水産物の高付加価値化を図るため、環境管理された倉庫を活用した通年出荷によって価格の安定化を図るとともに、加工工場を誘致することが必要。中食化が進展して農水産物の中間加工が成長産業となっており、本州企業の北海道進出・道内企業の新規設備投資を促進する戦略が必要。	農水産物の通年出荷については、「…食品の通年出荷や長期保存が可能となる物流拠点の整備状況等を踏まえ、基盤整備を含めた物流機能の強化を推進する。」としております。(第4章2(2)③) 中食化への対応については、「北海道における「食」の高付加価値化を図り地域経済への波及効果を高めるため、…食品マーケットの展開に対応した一次加工品の生産拠点化を促進する。」としております。(第4章2(2)①)

意見の概要		意見に対する考え方
86	農水産物の陸海空における道外輸送を確保するため、輸送ピーク時に農水産物の一部を生産地や流通拠点に保管・備蓄して移出を平準化することが必要。これにより、食品加工産業も成立して食の高付加価値化も実現する。	農水産物移出の平準化については、「…食品の通年出荷や長期保存が可能となる物流拠点の整備状況等を踏まえ、基盤整備を含めた物流機能の強化を推進する。」としております。(第4章2(2)③) 食品加工産業については、「北海道における「食」の高付加価値化を図り地域経済への波及効果を高めるため、…食品マーケットの展開に対応した一次加工品の生産拠点化を促進する。」としております。(第4章2(2)①)
87	「農水産物輸出促進計画」において苫小牧港・石狩湾新港が輸出拠点港と位置付けられ、根室・紋別の水産物が苫小牧港・石狩湾新港へ集約されることについて強く再考願う。ひがし北海道の農水産物は釧路港に集約することが効率的であり、道内における物流効率化とリスク分散の観点から、機会があれば計画を見直し(修正)して釧路港の位置付けを検討していただきたい。	食の海外展開については、「輸出先国が求める品質・衛生基準等のニーズを踏まえて、農水産物の商品価値向上・輸出環境改善に資する施設整備を更に推進する。」としております。 いただいたご意見については今後の計画推進において留意してまいります。
88	地域を将来まで持続していくために、農業経営をスムーズに継承するための施策を推進すべき。	農業経営の継承については、「新技術や新たな経営形態等のイノベーションによって若者から選択される職業として農林水産業の魅力を高め、経営資源の円滑な継承を図るとともに、第三者継承や新規就業等に向けた地域のサポート等によって新たな担い手を確保し、地域の活性化を促進する。」としております。(第4章2(2)①)
89	農林水産業の振興に関して、農業に比べて林業及び水産業の振興策が薄いように感じるが、いずれも北海道の基幹産業である。	林業と水産業は、農業とともに生産空間を中心とした地域の維持発展を支える重要な基幹産業であり、いただいたご意見については今後の計画推進において留意してまいります。
90	北海道の強みを生かした「食」と「観光」を戦略的産業として位置付けることに賛成。北海道が第8期計画の戦略に沿った成長を遂げていることを評価する。	今後の計画推進にあたり、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。
91	感染症の影響で在庫過多となった農産物を保管する倉庫建設等の設備投資に対して、資金助成等の対策が講じられていない。	いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。
92	全農業の完全有機化(自然農法化)を10年単位で目指すことにより、道民の健康増進につながり、生物多様性の維持にも役立つとともに、北海道が有機農業先進地域として日本をリードできる。	いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。
世界水準の観光地の形成		
93	感染症拡大も踏まえ、インバウンドに依存した観光振興を見直すべき。インバウンドを意識しすぎると北海道観光の質が低下する、外国人観光客が増えると日本人観光客が離れる、国外からの観光客受入には様々なリスクが伴う、などの意見。	今後の観光のあり方については、「まずは道内や国内、続いてインバウンド需要の早期回復を図るため、…国内外の感染症の状況を見極め、需要を喚起しつつ、国内旅行とインバウンドの両輪により、オール北海道で世界水準の観光地の形成を目指す。…北海道らしい農村景観、食、自然環境等の生産空間固有の地域資源…を最大限活用し、住民が誇れる地域づくりに取り組み、生産空間の魅力向上やブランド化を推進する…。変化する観光需要のターゲットに応じたポートフォリオの見直し…について、…オール北海道の官民連携の下で迅速かつ戦略的・横断的に推進する。」としております。(第4章2(2)②) いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。
94	食べ物や景観、手つかずの自然に憧れる国内観光客やビジネスマンを取り込む戦略に重点化すべき。	ご意見の点については、「北海道らしい農村景観、食、自然環境等の生産空間固有の地域資源…を最大限活用し、住民が誇れる地域づくりに取り組み、生産空間の魅力向上やブランド化を推進する…。…国立公園等の観光資源としての更なる磨き上げ・活用に取り組むとともに、…アドベンチャートラベルコンテンツ等の更なる充実を進める。」としております。(第4章2(2)②)

意見の概要		意見に対する考え方
95	地球温暖化によって北海道がワイン用ブドウ栽培の適地になり、ワインツーリズムが将来にわたって人を引きつける北海道の魅力になる。	地域資源を活かした魅力ある観光メニューの充実については、「北海道らしい農村景観、食、自然環境等の生産空間固有の地域資源…を最大限活用し、…生産空間の魅力向上やブランド化を推進することで、交流及び関係人口の増加を図る。」としております。(第4章2(2)②) いただいたご意見については今後の計画推進において留意してまいります。
96	地方の農水産物を紹介し、レンタカーで現地に出向いて消費してもらうために、道の駅を情報発信基地として世界の旅行者に発信することが重要。また、移動しやすい道路網の整備・維持が必要不可欠。	道の駅からの情報発信については、ご意見を踏まえて、以下のとおり追記します。 「…多言語表記、通訳ガイド育成等ストレスフリーで観光できる環境整備を進める。」 「道内各地の道の駅等の地域資源を最大限活用した多様な観光メニューのより一層の充実や情報発信により、外国人旅行者の地方部への誘客…を図る。」 道路網の整備・維持については、「外国人旅行者の安全安心や移動・周遊を支える受入環境の整備を図るため、…高規格幹線道路…等の交通ネットワークの整備を推進する。」としております。(第4章2(2)②)
97	広大な北海道における交通ネットワークの整備は、外国人旅行者よりも道民や国内旅行者のために必要である。	観光の振興においては、インバウンドのみならず国内観光も重要であり、第8期計画には「急増する外国人旅行者への対応を急ぐ必要があるが、今なお北海道における宿泊客の約9割を国内客が占めており、国内観光の振興も引き続き重要である。」としております。また、第4章2(2)②に記述した交通ネットワークの整備、地方部への分散・周遊を支える移動環境の整備は、国内旅行者の利便性向上にも資するものと考えております。
98	旅行者の移動手段について、公共交通機関の利用がまだ一般的であり、旅行者の安全安心にもつながる。	旅行者の移動手段については、「…移動・周遊を支える受入環境の整備を図るため、新千歳空港の機能強化を始め、高規格幹線道路、空港、港湾、新幹線等の交通ネットワークの整備を推進する。…民間による創意工夫を活かした北海道7空港一括運営を契機に…新しいモビリティの導入を含めた2次・3次交通の強化等地方部への分散・周遊を支える受入環境の整備を推進する。」としております。(第4章2(2)②)
99	世界に開かれた函館港の整備完成と、感染症収束後のクルーズ船受け入れ再開に期待する。	クルーズ船の受け入れについては、「外国人旅行者の安全安心や移動・周遊を支える受入環境の整備を図るため、新千歳空港の機能強化を始め、高規格幹線道路、空港、港湾、新幹線等の交通ネットワークの整備を推進する。…さらに、クルーズ船の受入環境の改善を背後地の取組と連携して一層推進する。」としております。(第4章2(2)②)
100	「世界の北海道」に向けて、地方部における新しい観光の方向性としてアドベンチャートラベルは重要であり、2021年開催予定のアドベンチャートラベルワールドサミットは大きな好機である。	アドベンチャートラベルについては、「自然体験等を観光メニューとするアドベンチャートラベル等、北海道内各地の地域資源を活かした魅力ある観光メニューを充実する取組や観光地域づくりを担う人材育成等を…推進している。」(第2章2(2))、「外国人接遇能力の向上やアドベンチャートラベルコンテンツ等の更なる充実を進める。」(第4章2(2)②)としております。
101	「持続可能な観光の発展(SDGs)」という視点が欠けている。	SDGsについては、「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、…地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり等を掲げている。」(第1章3(5))、「…国内外の状況の変化に柔軟に対応し、持続可能な社会の実現に向け、持続可能な開発目標(SDGs)実施指針を踏まえ…重要施策を様々な主体や関係者と連携・協働し推進する必要がある。」(第4章2)としております。 いただいたご意見については今後の計画推進において留意してまいります。

意見の概要		意見に対する考え方
地域の強みを活かした産業の育成		
102	雇用確保や地域活性化のために、大手企業に北海道誘致を働きかけることが重要。	企業の誘致については、「首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、北海道で働くことの魅力や優位性を発信するなど、更なる企業立地・振興に向けた取組を促進するとともに、雇用の維持と事業の継続の支援を進める。」としております。(第4章2(2)③)
103	景気の波を受ける観光業よりも、その変動に対応できる産業力をつけるべき。長野県のような精密機械生産が北海道でできないか。	第8期計画では、グローバル化が進展する中で、北海道に強みがあり、地域の経済発展を牽引し得る農林水産業・食関連産業、観光関連産業などの戦略的産業を成長の核とし、グローバルに飛躍する産業として育成するとともに、各地域の特性を活かした産業全般の振興を通じて安定的な所得及び雇用の確保を図ることとしています。
恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成		
104	北海道は再生可能エネルギーの重要な利用適地であり、陸上・洋上風力の発電可能量で日本の国内電力消費量を超える。洋上風力発電を行って道内で使うとともに、海底送電線を建設して本州に送電すれば、CO <sub>2</sub> を削減できるとともに、新産業として地域の雇用創出も見込まれる。	再生可能エネルギーについては、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、…北海道の豊かな自然や地域資源を活かし、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減対策や森林整備等の吸収源対策に取り組む必要がある。」(第3章3(1))、「地方部に豊富に賦存する風力・バイオマス等の再生可能エネルギーや雪氷冷熱の利活用等を周辺環境との調和を図りつつ促進する。」(第4章2(3)①)としております。
105	「脱炭素社会」への移行に向けた住宅等の脱炭素化・防災機能強化・健康維持増進機能の強化に関して、冷涼な気候の北海道では、気候工学を踏まえた北海道らしい「ものづくり」が可能。海洋や森林、大気中のCO <sub>2</sub> の吸収・排出のメカニズムを前提に、脱炭素社会に向けた具体的な取組を示して欲しい。	脱炭素社会への取組については、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、…北海道の豊かな自然や地域資源を活かし、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減対策や森林整備等の吸収源対策に取り組む必要がある。」(第3章3(1))、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等を踏まえ、…2050年カーボンニュートラルを実現するために不可欠な重要分野を始めとして、温室効果ガス排出削減対策や吸収源対策に、国、地方公共団体、企業等が連携して取り組む。」(第4章2(3)①)としております。 いただいたご意見については今後の計画推進において留意してまいります。
106	再生可能エネルギーについて、風力・バイオマス等の活用を記述しているが、林業の施策として木質バイオマスも挙げるべき。	再生可能エネルギーについては、木質バイオマスも含めて、「地方部に豊富に賦存する風力・バイオマス等の再生可能エネルギーや雪氷冷熱の利活用等を周辺環境との調和を図りつつ促進する。」としております。(第4章2(3)①) また第8期計画では、「地域に豊富に賦存する木質、家畜排せつ物等のバイオマスの循環利用…を推進し、地域内に利益を還元する社会システムの構築を図る。」としており、今後の計画推進において引き続き留意してまいります。
107	石狩湾新港等で洋上風力発電の開発が始まっているが、定期的に強い風が供給される留萌管内でも取り組むべき。	洋上風力発電を含めた再生可能エネルギーについては、「地方部に豊富に賦存する風力・バイオマス等の再生可能エネルギーや雪氷冷熱の利活用等を周辺環境との調和を図りつつ促進する。」としております。(第4章2(3)①) いただいたご意見については今後の計画推進において留意してまいります。
108	感染症拡大で、水素を次世代エネルギーとして活用する流れが世界で加速している。水素は北海道のポテンシャルを活かすことができる。「道の駅」に水素ステーションを設置して燃料電池自動車(FCEV)の交通ネットワークを構築し、水素による地域分散型エネルギーシステムを持つ防災拠点、観光拠点とすべき。	分散型エネルギーシステムの構築については、「水素の利活用や、…再生可能エネルギーや雪氷冷熱の利活用等を周辺環境との調和を図りつつ促進する。また、…水素の利用促進を図りつつ、マイクログリッド等の強靱な地域分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を関係機関が一体となって推進する。」としております。(第4章2(3)①) いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。



意見の概要		意見に対する考え方
109	ブラックアウトを経験した北海道において、再生可能エネルギーばかりに頼るのは危険であり、もしもの時も考えて従来の発電方式も続けるべき。	ご意見の点については、「地方部に豊富に賦存する風力・バイオマス等の再生可能エネルギーや雪氷冷熱の利活用等を周辺環境との調和を図りつつ促進する。また、…マイクログリッド等の強靱な地域分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を関係機関が一体となって推進する。」としております。（第4章2（3）①） いただいた御意見については今後の計画推進において留意してまいります。
110	脱炭素社会の構築に向けて、原子力エネルギーを活用すべき。原子力について正しい知識を普及すべき、小型原子炉の開発に期待する、などの意見。	いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。
強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成		
111	第3章19ページ「大規模氾濫減災協議会」と、第2章13ページの「協議会」はどちらも水防法の改定による協議会のことか。注釈を入れたほうがよい。 また、19ページのグラフは、「第8期北海道総合開発計画のモニタリング報告書」の「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿った協議会等に参画し、減災のための取組を河川管理者と一体となって推進している自治体数」を使用したほうがよい。	ご意見の点については、第2章の「協議会」は、水防災意識社会再構築ビジョン（国土交通省（平成27年12月））に基づき各地域に設置した減災対策協議会を意味しており、現時点においては平成29年に改正された水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」であることから、原案どおりとさせていただきます。 また、第3章のグラフについては、数値目標の達成状況を評価しているため、原案どおりとさせていただきます。なお、数値目標については、ハザードマップやタイムラインの作成や訓練を通して、平常時から災害を想定することが有効と考え設定したものです。
112	地球温暖化による水災害リスクの克服が求められている中で、「気候変動アンサンブルデータを用いたハザード・リスクの分析・評価、適応策の検討」は世界に先駆ける有意義な成果。これにより道民（国民）に水災害リスクの高まりが認識された一方で、具体的な防災対策の提示は不十分。将来にわたる具体的な防災対策が早期に示されたうえで、市民による自助・共助の取組が促されることが重要。	ご意見の点については、「北海道では先駆的に、…気候変動アンサンブルデータを用いて気候変動によるハザード（降雨量等）・リスク（浸水深等）の分析・評価、適応策の検討を行った。」（第2章3（2））、「治水計画等を気候変動による降雨量の増加や海面上昇等を考慮したものに見直すとともに、気候変動を踏まえた水災害対策として…事前防災対策を推進する。」（第4章2（3）②）としており、防災対策の早期の提示については、今後の計画推進において留意してまいります。
113	地球温暖化による災害の激甚化に対応すべく、国土強靱化の取組に注力すべき。 北海道の地方部に位置する国道は、代替路の確保が困難であるため通行機能を遮断しないよう、道路や橋梁、トンネルの強靱化を推進すべき。 激甚化する災害に対応するためには、流域の全ての関係者による更なる治水対策の推進が不可欠。	ご意見の点については、「社会資本の老朽化に対して計画的に点検や対策を行っており、橋梁・トンネル・道路付属物等の道路施設、…の点検をおおむね完了した。引き続き、定期点検及び必要な対策を実施」（第3章3（2））、「老朽化が進むインフラの機能維持を図るため、事後保全から予防保全へ本格転換するとともに、ドローン等新技術の活用による点検の高度化・効率化や施設の集約・再編等のインフラストックの適正化等により、戦略的なインフラ老朽化対策を推進する。」、「気候変動を踏まえた水災害対策として、河川、下水道の管理者等が主体となって行う対策に加え、国・北海道・市町村・企業・住民等あらゆる関係者が流域全体で、既存ダム洪水調節機能強化や土地利用と一体となった遊水機能の向上や土地利用・住まい方の工夫等に取り組む「流域治水」へ転換し、事前防災対策を推進する。」（第4章2（3）②）としております。
114	近年の大規模自然災害を踏まえ、北海道の生命財産を守ることはもちろん、我が国の食料生産を維持する観点からも、豪雨や地震に対する防災・減災対策が不可欠である。高齢化がさらに進展しないうちに必要な対策を緊急的に講じるべき。	ご意見の点については、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されたことを受け、「 <u>国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を、重点的かつ集中的に推進する。</u> 」と追記します。（第4章2（3）②）

意見の概要		意見に対する考え方
115	近年、気候変動の影響による洪水被害が全国各地で発生していることを踏まえ、治水対策を急ぐべき。	ご意見の点については、「治水計画等を気候変動による降雨量の増加や海面上昇等を考慮したものに見直すとともに、気候変動を踏まえた水災害対策として…事前防災対策を推進する」としており、また令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されたことを受け、「 <u>国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を、重点的かつ集中的に推進する。</u> 」と追記します。（第4章2（3）②）
116	気候変動によって北海道に台風が上陸する確率が高まっており、集中豪雨に対応できる治水整備が急がれる。	ご意見の点については、「治水計画等を気候変動による降雨量の増加や海面上昇等を考慮したものに見直すとともに、気候変動を踏まえた水災害対策として…事前防災対策を推進する。」としております。（第4章2（3）②）
117	千歳川流域において、千歳川放水路計画の代替案である遊水地群と堤防強化による現在の治水対策について抜本的な対策が必要。治水対策は、投資すれば必ず効用が発揮される。	今後の治水対策の進め方については、「気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、…治水計画等を気候変動による降雨量の増加や海面上昇等を考慮したものに見直すとともに、気候変動を踏まえた水災害対策として、…あらゆる関係者が流域全体で、…取り組む「流域治水」へ転換し、事前防災対策を推進する。」としており（第4章2（3）②）、ご意見は今後の参考にさせていただきます。
118	災害が激甚化する中で、原型復旧を基本とする災害復旧では不十分であり、地球温暖化の影響を考慮した河川整備計画の見直しを急ぐとともに、堤防嵩上げ等の河川整備をさらに推進すべき。	ご意見の点については、「気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、…治水計画等を気候変動による降雨量の増加や海面上昇等を考慮したものに見直す」としております。（第4章2（3）②）
119	流域治水の記述について、具体的かつ丁寧な記載を希望する。	流域治水については、「気候変動を踏まえた水災害対策として、北海道の流域や被害の特性を考慮しつつ、河川、下水道の管理者等が主体となって行う対策に加え、国・北海道・市町村・企業・住民等あらゆる関係者が流域全体で、既存ダムの洪水調節機能強化や土地利用と一体となった遊水機能の向上や土地利用・住まい方の工夫等に取り組む」としており、原案どおりとさせていただきます。（第4章2（3）②） （参考：国土審議会 第24回北海道開発分科会 参考資料6「第8期北海道総合開発計画中間点検 重要施策の概要」P.43）
120	日本海溝・千島海溝沿いでは大規模災害の可能性が高いため、確実に津波被害に遭うエリアの住民の移転促進につながる強力な施策、釧路港を物資輸送拠点として位置付けるための拡充について早急に検討すべき。また、釧路湿原の湿地の再生、河川の蛇行復元を、防災減災の面からも引き続き進めるべき。	津波被害への備えについては、「切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波、…大規模自然災害への対策を推進する。」、「…冬期複合災害の発生に備え、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波の検討結果や冬期複合災害に関するこれまでの知見等を踏まえた取組を推進する。」としております。（第4章2（3）②） 釧路湿原については洪水に対する防災機能も有しており、いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
121	30年周期で噴火を繰り返す十勝岳は、いつ噴火してもおかしくない状況にあり、対策を強力に推進すべき。	火山噴火の対策については、「火山噴火等が懸念されており、これら大規模自然災害への対策を推進する。」としております。（第4章2（3）②）
122	冬期の越波対策、ホワイトアウト対策など、激甚化する災害への対策は不十分。老朽化する社会基盤への対策もさらに推進すべき。	ご意見の点については、「北海道は積雪寒冷地であることから、冬期の人命被害の回避や経済被害の最小化を図るため、関係機関等が連携し、雪害の防止、広範囲で躊躇ない予防的・計画的な通行規制や集中的な除雪作業等の冬期道路の確保及び車両滞留時の救助・避難のための支援体制構築等を図るとともに、暴風雪による視程障害時の除雪作業技術等、冬期災害時に資する技術開発の取組を推進する。」、「老朽化が進むインフラの機能維持を図るため、事後保全から予防保全へ本格転換するとともに、ドローン等新技術の活用による点検の高度化・効率化や施設の集約・再編等のインフラストックの適正化等により、戦略的なインフラ老朽化対策を推進する。」としております。（第4章2（3）②）

意見の概要		意見に対する考え方
123	建設業界は強靱で持続可能な国土づくりにおいて大きな役割を果たしているが、人手不足が深刻であり、担い手確保対策が重要。	建設業の担い手確保については、「インフラの整備・維持補修に不可欠な存在である建設業者がその役割を十分発揮出来るよう、現場の担い手・技能人材の安定的な確保・育成の取組を推進する。」としております。(第4章2(3)②)
124	ダム整備の遅れが水害を拡大させた可能性があるという事例を踏まえると、国土強靱化は重要である。	今後の計画推進にあたり、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。
125	強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成に向けた施策を大いに進めるべき。	今後の計画推進にあたり、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。
今後の第8期計画推進の基本的考え方等		
126	道内で感染症による死亡率が高い原因を多方面から分析し、必要な施策を報告書に盛り込むとともに、次期計画を前倒しで作成し早急に実現すべき。	感染症については、第1章3(4)及び第4章1に北海道への影響を記述するとともに、第4章2にウィズ・コロナで短期的に実施すべき施策及びポスト・コロナに向けて強化すべき施策を記述しております。 また、今後の進め方については、「…中間点検においては現行の数値目標を見直さず、今後、感染症の拡大の影響を分析した上で、新たに必要となる対策を含め、改めて審議することとする。」としております。(第1章4(2)②) いただいたご意見については今後の参考にさせていただきます。
127	北海道は全国的に見ても感染症の感染者数が多い状況にあり、「感染症の教訓を踏まえた働き方や移住等を検討する上で魅力ある地域になり得る」との認識は誤りである。	北海道は国内他地域とはスケールの異なる広域分散型社会を形成しており、大都市圏等の他地域に比べ集中・過密の少ない地域構造です。 さらに、昨今の感染症下においては、大都市圏から地方に移住するという気運の高まりが見られるとともに、東京都から地方への転入がプラスに転じるなどの現象が見られます(参考：国土審議会 第24回北海道開発分科会 参考資料6「第8期北海道総合開発計画中間点検 重要施策の概要」P.14)。 このようなことなどから「感染症の教訓を踏まえた働き方や移住等を検討する上で魅力ある地域になり得る」としてしております。 ただし、感染症は未だ収束に至っていないため、中間点検の終了後、感染症の影響を分析した上で、新たに必要となる対策を含め、改めて審議することとしております。
128	今後の気候変動の影響を踏まえた農林水産業のあり方について記述すべき。	今後の気候変動の影響を踏まえた農林水産業のあり方については、第8期計画に「今後想定される世界の食料需要の大幅な増加や気候変動等による供給制約リスクに対しても的確に対応し、引き続き北海道の食料供給力の確保・向上及び農林水産業の持続的発展を図ることが必要である。」としており、今後の計画推進においても引き続き留意してまいります。
129	第8期計画の意義において、今後10年間で「生産空間のサバイバル」「地域としての生き残り」を賭けた重要な期間、とする表現にはインパクトがある。	今後の計画推進にあたり、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。
130	「食」と「観光」を戦略的産業と位置付け、総花的ではなく、ターゲットを絞りつつ各分野に派生させ、それぞれが交差している考え方に共感する。	今後の計画推進にあたり、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。
131	第3章「第8期計画の目標の達成状況の評価等」の基礎データが示されれば理解しやすい。	数値目標の評価に関する基礎データについては、以下のホームページをご覧ください。(国土審議会 第23回北海道開発分科会 参考資料5「数値目標の評価について」) <a href="https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001371264.pdf">https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001371264.pdf</a>

意見の概要		意見に対する考え方
その他のご意見		
132	人口減少問題に外国人移民で対応すれば治安が悪化する。	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
133	地方自治体の活性化を外国資本と移民に期待すれば日本人の町ではなくなる。	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
134	日本の国土、水資源を外国に売り渡すな。	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
135	グローバル政策に断固反対する。	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
136	歴史のねつ造をするな。	報告書に対する意見とは認識しがたいため、回答は控えさせていただきます。